

境港市告示第73号

令和3年度から令和5年度までにおいて境港市が発注する小規模な物品の売買、役務の提供及び業務委託（測量、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査、道路及び公園の植栽・樹木剪定に係るものを除く。以下同じ。）の契約（以下「小規模物品等契約」という。）について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和2年12月1日

境港市長 伊達憲太郎

1 登録等

小規模物品等契約の登録等については、別紙に掲げる境港市小規模物品等契約希望者登録要綱（平成24年1月6日施行。以下「要綱」という）に定めるもののほか、次のとおりとする。

2 登録申請の受付期間等

登録申請の受付期間等は、次のとおりとする。

（1）受付期間

ア 当初受付 令和2年12月1日（火）から令和3年2月10日（水）まで

※ 土日祝日及び令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までの期間を除く。

※ 郵送の場合は、当日消印有効とする。

イ 随時受付 令和3年4月1日（木）から開始

※ 土日祝日及び年末年始の閉庁期間を除く。

（2）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（3）提出先 境港市総務部総務課管財係

住所 〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

電話 0859-47-1013（直通）

（4）提出方法 持参又は郵送

3 登録名簿への登録時期

登録名簿への登録時期は、次のとおりとする。

（1）当初受付分 令和3年4月1日

（2）随時受付分 申請書を受け付けた日の属する月の翌月。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、次のとおりとする。ただし、令和6年度の登録業者（要綱第5条第3項の登録業者をいう。以下同じ。）が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

（1）当初受付分 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

（2）随時受付分 登録名簿に登載された日から令和6年3月31日まで

5 その他

令和2年境港市告示第72号による境港市物品等契約に係る指名競争入札参加資格を有する者で、かつ市内に事業所又は住所を有するものは、登録業者とみなすものとする。